

三原市インターンシップ実施要領

三原市が行うインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）に関する事項について、実施要領を下記のとおり定める。

1 目的

高校生、短期大学生、大学生及び大学院生（以下「学生」という。）に対して公務に関する就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上、人材育成及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

2 対象者

学生のうち、覚書を締結した教育機関（以下「教育機関」という。）に属し、教育機関からの推薦があった者（以下「実習生」という。）とする。

3 対象職場

原則として市長事務部局とする。

4 実習期間及び時期

研修期間は原則として、3日から10日（2週間）程度とし、受け入れ時期は7月中旬～9月上旬までとする。

5 申込窓口及び期限

申込窓口は、総務部職員課人事研修係（以下「人事研修係」という。）とし、申込期限は、原則6月末日までとする。

6 申込方法

(1) 学生は、「三原市インターンシップ申込書」（様式1）及び「誓約書」（様式2）を教育機関に提出する。

(2) 教育機関は、希望者を取りまとめ、職員課長に対して、「三原市インターンシップ申込書」（様式1）及び「誓約書」（様式2）を添え、申込みを行う。

7 受入職場の選定及び決定手続

(1) 人事研修係は、「三原市インターンシップ申込書」（様式1）に記載された学生の関心分野に沿った受け入れ部署の調整を行い、受け入れ可能な場合は、「受入承諾書」（様式4）にて教育機関に回答する。

(2) 人事研修係は、受け入れ可能な場合、教育機関と「三原市インターンシップに関する覚書」（様式3）を締結する。

8 報酬等

市は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他の一切の金品を支給しない。

9 身分、服務

実習生は、教育機関の学生としての身分を有し、実習時間については、市と教育機関が事前に協議した上決定する。

10 実習に専念する義務

実習生は、市職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。また、市職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。

11 信用失墜行為の禁止

実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

12 秘密を守る義務

(1) 実習生は実習期間中及び実習期間終了後、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 実習生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。

13 実習中における事故責任等

(1) 教育機関及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、自らの責任において傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

(2) 実習生が、市に対して故意又は過失により損害を与えたときは、教育機関及び実習生は連帯して、市に対しその損害を賠償しなければならない。

- (3) 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。
- (4) 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関及び実習生は連帯して、当該賠償により市が被った損害の賠償の補填をしなければならない。

14 実習の中止

市は、実習生がこの要領の規定に違反する行為を行ったとき又は信義に反する行為を行ったとき、実習生の実習を中止することができる。

15 実習の証明

教育機関が、実習生の実習内容等について証明を求めたときは、市はこれを行うものとする。

16 報告書の提出

市は、実習生に対して、実習期間中及び実習期間終了後、報告書の提出を求めることができる。

17 実施の開始

この要領に基づくインターンシップは、平成 22 年 7 月 1 日から実施するものとする。